

理由中「最近における社会経済情勢等に鑑み」を「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図る観点から」に、「寄附金税額控除の対象の見直し及び適用下限額の引下げ、更正の請求期間の延長等の納税環境の整備並びに個人住民税等の脱税犯に係る懲役刑の上限の引上げ等の罰則の見直しを行うとともに、税負担軽減措置等の整理合理化」を「及び更正の請求期間の延長等の納税環境の整備」に改める。